

目次

本書の活用にあたって7

I 労働安全衛生法関係法令

1 労働安全衛生法	13
① 制定の趣旨及び改正の経緯	13
② 労働衛生関係主要条項	16
1 第1章 総則関係	16
2 第2章 労働災害防止計画関係	18
3 第3章 安全衛生管理体制関係	18
4 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置関係	36
5 第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	43
第1節 機械等に関する規制関係	43
第2節 危険物及び有害物に関する規制関係	49
6 第6章 労働者の就業に当たっての措置関係	59
7 第7章 健康の保持増進関係	65
8 第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置	86
9 第8章 免許等関係	88
10 第9章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等関係	95
第1節 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画	95
第2節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント	97
11 第10章 監督等関係	98
12 第11章 雑則関係	108
13 第12章 罰則	111
③ 衛生管理者規程	112
2 労働安全衛生法関係厚生労働省令	117
① 労働安全衛生規則（第3編）	117
1 第3章 気積及び換気関係	117
2 第4章 採光及び照明関係	118
3 第6章 休養関係	118
4 第7章 清潔関係	119
5 第8章 食堂及び炊事場関係	122
6 第9章 救急用具関係	123

② 事務所衛生基準規則	124
1 第1章 総則関係	124
2 第2章 事務室の環境管理関係	124
3 第3章 清潔関係	130
4 第4章 休養関係	130
5 第5章 救急用具関係	130

付録

1 安全衛生管理組織	133
2 衛生管理者等の選任・設置数	134
3 労働衛生関係届出・申請等	135
4 指導勧奨に基づく特殊健康診断（抄）	136
5 派遣中の労働者に関する派遣元・派遣先の責任分担	139

II 労働基準法

労働基準法	145
① 制定の趣旨及び改正の経緯	145
② 労働基準法の概要	146
1 第1章 総則関係	146
2 第2章 労働契約関係	149
3 第3章 賃金関係	154
4 第4章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇関係	156
5 第5章 安全及び衛生関係	178
6 第6章 年少者関係	179
7 第6章の2 妊産婦等関係	182
8 第7章 技能者の養成関係	184
9 第8章 災害補償関係	184
10 第9章 就業規則関係	191
11 第10章 寄宿舎関係	193
12 第11章 監督機関関係	199
13 第12章 雑則関係	202
14 第13章 罰則関係	204
15 第14章 附則関係	205
16 別表関係	207

参考

- 1 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（抄）…215
- 2 過重労働による健康障害防止のための総合対策（抄）………219
- 3 労働者の心の健康の保持増進のための指針（概要）………223
- 4 事業場における労働者の健康保持増進のための指針（抄） ……226
- 5 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（抄）…231
- 6 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が構ずべき措置に関する指針（抄）………233

本書の活用にあたって

1 法令の基礎知識

(1) 法律、政令及び省令

国民を代表する機関である国会が制定した「法律」と、法律の委任を受けて内閣が制定した「政令」、及び厚生労働省など専門の行政機関が制定した「省令」などの命令をあわせて一般に「法令」と呼んでいる。

労働安全衛生に関する法律として、昭和47年に労働基準法（昭和22年制定）から分離独立する形で「労働安全衛生法」が制定されている。（詳細は、労働安全衛生法の「制定の趣旨及び改正の経緯」（14ページ）及び労働基準法の「制定の趣旨及び改正の経緯」（145ページ）を参照。）

また、労働安全衛生法とは別に、「じん肺法」、「作業環境測定法」及び「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」などが定められている。

国民の権利や義務に関係のない事項、例えば技術的なことなどについても法律に定めることが理想的である。しかし、日々変化する社会情勢、進歩する技術に関する事項をその都度法律で定めていたのでは変化に対応することはできない。むしろそうした専門的、技術的な事項については、それぞれ専門の行政機関に任せることが適当である。

そのため、法律を実施するための規定や、法律の規定を補完あるいは具体化したり、より詳細に解釈する権限が行政機関に与えられている。これを「法律」による「命令」への「委任」と言い、内閣（内閣総理大臣とその他の国务大臣で組織され、国の行政権を担当する最高の合議機関）の定める命令を「政令」、行政機関の長である大臣が定める「命令」を「省令」（厚生労働大臣が定める命令は「厚生労働省令」と呼んでいる）

(2) 労働安全衛生関係法令における政令と省令

労働安全衛生法関係法令において、政令としては「労働安全衛生法施行令」が制定されており、労働安全衛生法の各条に定められた規定の適用範囲、用語の定義などを定めている。

また、労働安全衛生法関係法令における省令には、すべての事業場に適用される事項の詳細等を定める「労働安全衛生規則」と、特定の設備や、特定の業務等を行う事業場だけに適用される「特別規則」がある。

「特別規則」としては、「有機溶剤中毒予防規則」、「鉛中毒予防規則」、「四アルキ